



発行 新潟県

第 32 号

平成28年4月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 546 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 547 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 548 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定（障害福祉課）
- 549 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の廃止届（障害福祉課）
- 550 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
- 551 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 552 保安林の指定予定（治山課）
- 553 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 554 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 555 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 556 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 557 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 558 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 559 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 560 公共測量の実施通知（監理課）
- 561 道路の区域変更（道路管理課）
- 562 道路の区域変更（道路管理課）
- 563 道路の供用開始（道路管理課）
- 564 道路の区域変更（道路管理課）
- 565 道路の供用開始（道路管理課）
- 566 道路の区域変更（道路管理課）
- 567 道路の供用開始（道路管理課）
- 568 道路の区域変更（道路管理課）
- 569 道路の供用開始（道路管理課）
- 570 道路の区域変更（道路管理課）
- 571 道路の供用開始（道路管理課）
- 572 道路の区域変更（道路管理課）
- 573 道路の供用開始（道路管理課）
- 574 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（情報政策課）
- 総合評価一般競争入札の実施（情報政策課）
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
- 狩猟免許試験の実施（環境企画課）
- 狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施（環境企画課）

大規模小売店舗の新設（商業・地場産業振興課）
一般競争入札の実施（財務課）

告 示

◎新潟県告示第546号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
就労継続支援B型	ワークセンターとちの木の家	長岡市栃尾山田町4番5号	NPO法人とちの木	平成28年4月1日
就労継続支援A型	新発田地域生活総合支援センター さんさん館 i	新発田市島潟1454	社会福祉法人のぞみの家福祉会	平成28年4月1日
生活介護	にしやまの里	柏崎市西山町鬼王110番地1	社会福祉法人柏崎刈羽ミニコロニー	平成28年4月1日
就労移行支援	ワークライフ・ポニーズ	上越市大字大日34番地5	社会福祉法人上越妙高福祉会	平成28年4月1日
生活介護	スクラム	新発田市御幸町2-15-3	社会福祉法人のぞみの家福祉会	平成28年4月1日
生活介護	あんしんケアセンター「ハーモニー」	十日町市丑76番地5	特定非営利活動法人支援センターあんしん	平成28年4月1日
就労移行支援	障がい者就労支援センター WITH	上越市五智二丁目526-3	社会福祉法人上越あたご福祉会	平成28年4月1日
就労継続支援A型				
短期入所	愛らんど金井の杜	佐渡市金井新保乙272番1	社会福祉法人しあわせ福祉会	平成28年4月1日
生活介護	デイライフ中条	長岡市中之島中条丁305番地2	特定非営利活動法人虹の家	平成28年4月1日

◎新潟県告示第547号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
居宅介護	へるぷ屋びっと	上越市石橋2丁目3-31	社会福祉法人みんなでいきる	平成28年3月1日
重度訪問介護				
行動援護				
短期入所	ショートステイすもとの里	五泉市論瀬5975番地12	社会福祉法人ごせん福祉会	平成28年3月31日
生活介護	地域サポートセンターにじのいえ	長岡市中之島中条丁305番地2	特定非営利活動法人虹の家	平成28年3月31日
生活介護	ワークセンターあんし	十日町市子371	特定非営利活動法人支	平成28年

	ん		援センターあんしん	3月31日
就労継続支援A型	障害福祉サービス事業 すてっぷ	三条市柳沢393番地	社会福祉法人三条市手 をつなぐ育成会	平成28年 3月31日
居宅介護	あいらぶかいご長岡へ ルパーステーション	長岡市希望が丘1丁目529番 地1	テンプスタッフフォーラ ム株式会社	平成28年 4月30日
重度訪問介護				
同行援護				
居宅介護	ホームヘルプステーシ ョン福戸	長岡市大荒戸町972番地3	社会福祉法人長岡三古 老人福祉会	平成28年 4月30日
重度訪問介護				
居宅介護	社会福祉法人新発田市 社会福祉協議会	新発田市月岡温泉727番地 1	社会福祉法人新発田市 社会福祉協議会	平成28年 4月30日
重度訪問介護				

◎新潟県告示第548号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
地域移行支援	相談支援事業所 ふらぼーと 秋桜	柏崎市豊町3番10号	社会福祉法人 こす もすの会	平成28年 4月1日
地域定着支援				
地域移行支援	相談支援事業所クオリード	長岡市上除町西1丁目 333番地	NPO法人 クオリード	平成28年 4月1日
地域定着支援				
地域移行支援	相談支援センターLプラン	阿賀野市山崎89	社会福祉法人 阿賀 北総合福祉協会	平成28年 4月1日
地域定着支援				

◎新潟県告示第549号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により指定一般相談支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
地域移行支援	障害者支援センター こしじ	長岡市浦4712番地1	社会福祉法人 中越 福祉会	平成28年 3月31日
地域定着支援				

◎新潟県告示第550号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
放課後等デイサービス	放課後くらぶ つば さ	三条市南新保6番52号	特定非営利活動法人地域のマ ナビバミナミトピア	平成28年 4月1日
児童発達支援	つばめ療育館	燕市勘新1111番地1	株式会社Noseつばめ療育園	平成28年 4月1日
放課後等デイサービス				

◎新潟県告示第551号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、聖籠町の特定計量器定期検査を次のとおり実施す

る。

平成28年 4 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月26日（木） 5月27日（金）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	聖籠町倉庫	聖籠町全域
5月30日から平成29年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、平成29年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第552号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成28年 4 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市浦川原区上岡字峯 852、853、855 から 865 まで、868 から 873 まで、875、876、876 の子、877 から 880 まで、字梁口 1263 の 1、1263 の 2、字大天上 1270 の 1 から 1270 の 3 まで、1271 の 1、1272、1273 の 1 から 1273 の 3 まで、1274 から 1277 まで、1278 の 1、1278 の 2、1295 の 1 から 1295 の 3 まで、1296 から 1298 まで、1304、1309、1315 から 1321 まで、1340、字地獄谷 1357 から 1363 まで、1363 の 1、1364 から 1367 まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第553号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上越市の大潟あさひ土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成28年 4 月22日

新潟県上越地域振興局長

1 就 任

理事 上越市大潟区潟田260番地 竹田 香苗
 (理事長)
 " 上越市大潟区内雁子新田413番地 佐藤 宏夫

〃	上越市吉川区六万部1345番地2	五十嵐 文吉
〃	上越市大潟区岩野古新田553番地	山田 金平
〃	上越市大潟区和泉新田537番地	竹内 芳隆
〃	上越市吉川区町田219番地	畠山 昇
〃	上越市大潟区上小船津浜157番地2	大島 新一
〃	上越市大潟区蜘蛛ヶ池24番地	金澤 稔
監事	上越市大潟区下小船津浜697番地1	渡邊 康一
〃	上越市吉川区長沢822番地	高野 昌二
〃	上越市吉川区梶2061番地	大滝 政一
就任年月日	平成28年4月1日	

◎新潟県告示第554号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16号の規定により、三条市の下田土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成28年4月22日

新潟県三条地域振興局長

1 就任

理事 三条市新屋273番地1 木村 正

就任年月日 平成28年4月4日

◎新潟県告示第555号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16号の規定により、三条市の下田土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年4月22日

新潟県三条地域振興局長

1 退任

理事 三条市新屋251番地 坂井 清和

退任年月日 平成28年1月31日

◎新潟県告示第556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小千谷市の小千谷西南土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成28年4月22日

新潟県長岡地域振興局長

1 就任

理事	小千谷市大字山本457番地3	阿部 寅夫 (理事長)
〃	〃 大字時水1542番地	沢中 敬一郎
〃	〃 大字東吉谷甲857番地	宮崎 政一
〃	〃 大字両新田甲188番地	沢中 国夫
〃	〃 大字西中359番地1	関 清司
〃	〃 1410番地	小林 清正
〃	〃 大字西吉谷甲639番地1	小川 吉一
〃	〃 大字池ヶ原2531番地	中村 憲一
〃	〃 真人町丙991番地	藤巻 政一
〃	〃 大字池ヶ原133番地	村山 定
〃	〃 大字池中新田149番地子	田中 芳夫
〃	〃 大字塩殿甲838番地6	関 定栄
〃	〃 大字池ヶ原733番地	関 利一
〃	〃 大字川井1495番地	川上 由紀夫
〃	〃 大字川井6112番地1	秋山 和雄

	〃	長岡市西川口2449番地	小宮山 利信
	〃	小千谷市大字塩殿甲2886番地4	関 吉弘
監事	〃	大字谷内851番地	小池 重一
	〃	〃 真人町乙604番地	高塩 範幸
	〃	〃 大字川井3155番地	田村 幸栄

就任年月日 平成28年3月28日

2 退任

理事	小千谷市大字山本457番地3	阿部 寅夫 (理事長)
〃	〃 真人町丙991番地	藤巻 政一
〃	〃 大字川井2951番地	山本 浩
〃	〃 大字塩殿甲2886番地4	関 吉弘
〃	〃 大字谷内851番地	小池 重一
〃	〃 大字時水1554番地	田中 一男
〃	〃 大字西吉谷甲639番地1	小川 吉一
〃	〃 大字両新田甲176番地	沢中 忠司
〃	〃 大字東吉谷甲545番地甲	篠田 功
〃	〃 1410番地	小林 清正
〃	〃 大字池中新田504番地2	田中 忠司
〃	〃 大字塩殿甲838番地6	関 定栄
〃	〃 大字池ヶ原133番地	村山 定
〃	〃 大字池ヶ原2531番地	中村 憲一
〃	〃 大字池ヶ原737番地	岩田 哲也
〃	〃 大字川井493番地	古田島 仁
〃	〃 大字川井1026番地	関 元一
監事	〃 大字西中359番地1	関 清司
〃	〃 真人町甲11番地	大窪 文夫
〃	〃 長岡市西川口2912番地	山田 利浩

退任年月日 平成28年3月27日

◎新潟県告示第557号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を平成28年4月14日認可した。

平成28年4月22日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第558号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上越市の関川水系土地改良区の定款の変更を平成28年4月13日認可した。

平成28年4月22日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第559号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、糸魚川市の糸魚川市土地改良区の定款変更を平成28年4月13日認可した。

平成28年4月22日

新潟県糸魚川地域振興局長

◎新潟県告示第560号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成28年4月18日から平成28年8月31日まで
- 3 作業地域 上越市土橋第二地区

◎新潟県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市馬場乙609番1から 同市馬場乙600番1まで	新	16.5～20.5メートル	15.8メートル
	旧	16.5～21.7メートル	15.8メートル

◎新潟県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真田高島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市真田丁108番1から 同市真田丁104番3まで	新	5.9～12.0メートル	107.4メートル
	旧	5.9～12.0メートル	107.4メートル

◎新潟県告示第563号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 真田高島線
- 2 供用開始の区間
十日町市真田丁108番1から同市真田丁104番3まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月22日

◎新潟県告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 4 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五十子平真田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市真田丙 1498 番 1 から	新	7.0～10.5メートル	36.0メートル
同市真田丙1494番 3 まで	旧	7.0～9.8メートル	36.0メートル

◎新潟県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 4 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 五十子平真田線
- 2 供用開始の区間
十日町市真田丙1498番 1 から同市真田丙1494番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年 4 月22日

◎新潟県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 4 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松代松之山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市小屋丸字南原 145 番 15 から	新	10.2～38.0メートル	107.8メートル
同市松之山松口字貉平85番12まで	旧	10.0～38.0メートル	107.8メートル

◎新潟県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 4 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 松代松之山線
- 2 供用開始の区間
十日町市小屋丸字南原145番15から同市松之山松口字貉平85番12まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月22日

◎新潟県告示第568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石黒松代線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市田野倉字南 979 番 1 から	新	5.0～16.6メートル	161.3メートル
同市田野倉字南972番1まで	旧	5.0～9.6メートル	163.3メートル

◎新潟県告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 石黒松代線
- 2 供用開始の区間
十日町市田野倉字南 979 番 1 から同市田野倉字南 972 番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年4月22日

◎新潟県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新宮二ツ屋線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市宇小舟坂己 174 番 1 から	新	5.8～29.0メートル	155.4メートル
同市宇池ノ端己 236 番 1 まで	旧	5.0～22.0メートル	154.9メートル

◎新潟県告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 4 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 新宮二ツ屋線
- 2 供用開始の区間
十日町市字小舟坂己174番1から同市字池ノ端己236番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年 4 月22日

◎新潟県告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 4 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市大倉谷字谷村 635 番から	新	6.8～15.4メートル	172.6メートル
同市大倉谷字外垣725番 3 まで			
	旧	6.6～9.2メートル	172.6メートル

◎新潟県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 4 月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間
佐渡市大倉谷字谷村635番から同市大倉谷字外垣725番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成28年 4 月22日

◎新潟県告示第574号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年 4 月22日

新潟県上越地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成28年 4 月 6 日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市南押上2丁目154番2の内、156番1の内	5.88	36.01
156番1の内、156番2の内	5.88	21.59

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
新潟県給与システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
総務管理部情報政策課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
請負
- 4 契約方法
随意契約
- 5 契約日
平成28年4月1日
- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社アイシーエス
岩手県盛岡市松尾町17番8号
- 7 契約価格
38,318,400円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

総合評価一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3号の規定により、新潟県給与システム運用管理業務委託について、次のとおり総合評価一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名
新潟県給与システム運用管理業務委託
 - (2) 業務内容
新潟県給与システム運用管理業務委託に係る総合評価一般競争入札の入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び新潟県給与システム運用管理業務委託調達仕様書（以下「調達仕様書」という。）による。
 - (3) 履行期限
契約締結の日から平成33年9月30日まで
 - (4) 業務場所
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県総務管理部情報政策課及びその他県が指定する場所
 - (5) 支払条件
平成28年度から平成33年度まで月ごとに支払う。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間

平成28年4月22日(金)から平成28年5月13日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日(以下「休日」という。)を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県総務管理部情報政策課管理調整係

(3) 問合せ等

入札説明書による。

3 入札執行の日及び場所

(1) 日時

平成28年7月22日(金) 午前10時

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる一の個人又は法人若しくは共同企業体とする。

(1) 個人又は法人

入札に参加できる個人又は法人は次に掲げる要件すべてを満たしていなければならない。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てをされている者。

(4) 平成28年4月22日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをされている者。

ウ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては新潟県の納税証明書(未納がないことを証明したものに限り)を提出した者であること。

エ 調達仕様書における「7 応札条件(1)ア、オ及びク」の実績を有する者であること。

オ 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

カ 本件入札に関して、(2)に定める共同企業体の構成員となっていない者であること。

キ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び添付資料(以下、「競争入札参加資格確認申請書等」という。)を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

ク 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(2) 共同企業体

入札に参加できる共同企業体は次に掲げる要件すべてを満たしていなければならない。

ア (1)アからエに掲げる要件のすべてを満たす個人又は法人により自主的に結成されたものであり、構成員間で次の事項を定めた協定書を締結していること。

(7) 目的

(4) 共同企業体の名称

(5) 構成員の名称及び所在地

(6) 代表者の名称、権限

(7) 構成員の出資割合

(8) 各構成員の責任

(9) 取引金融機関

(10) 業務履行中における構成員の脱退に関する措置

(11) 業務履行中における構成員の破産または解散に対する措置

(12) 共同企業体解散後の瑕疵担保責任

(13) その他必要な事項

イ 構成員の数が4者以内であること。

ウ 共同企業体の代表者が、(1)オに掲げる要件を満たしていること。

エ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、

いずれかの者が代表者となること。

オ 共同企業体を構成するいずれの者も、本件入札に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

カ 5に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

キ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められない者は、入札に参加することができない。

ア 提出期限

平成28年6月3日(金) 午後5時15分まで

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県総務管理部情報政策課管理調整係

ウ 提出方法

本人(法人にあっては代表権限を有する者。共同企業体にあっては代表構成員(代表構成員が法人の場合は、当該法人の代表権限を有する者)。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数

入札説明書による。

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時

平成28年6月10日(金) 午後4時

イ 交付場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県総務管理部情報政策課管理調整係

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、新潟県総務管理部情報政策課管理調整係を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の業務名及び3(1)の入札執行日時を記載したものに限り。)をもって、3(1)の入札執行日前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語、通貨及び単位は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法

本公告に示した競争入札参加資格を有すると当県が判断した入札者であり、かつ予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、別紙落札者決定基準により新潟県にとって最も有利な申込みを行った者を落札者とする。

〈落札者決定基準より〉

ア 総合評価点(技術点及び価格点の和)が最高の者を落札者とする。

なお、総合評価点が最高の者が2人以上あるときは、総合評価点が最高の者のうち技術点の最も高い者を落札者とし、総合評価点が最高でかつ技術点が最高の者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

イ 技術点及び価格点は、別紙評価基準表に基づき、新潟県給与システム運用管理業者総合評価委員会が採点する。

なお、技術点の採点の前に、入札説明書に基づき別途提出する企画提案書について、各入札参加者が新潟県給与システム運用管理業者総合評価委員会に対し内容説明(プレゼンテーション)を行うものとする。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 4に定める入札に参加する者に必要な資格のない者及び5に定める競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (3) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

財務規則第41条の規定に基づき、自己の見積もった契約希望金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約書及び契約条項

入札説明書別紙「新潟県給与システム運用管理業務委託契約書(案)」のとおりとする。

契約締結時期は、平成28年8月を予定している。

なお、契約内容については落札者決定後に提案内容を踏まえて協議の上変更する場合がある。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語(名義人に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)に通報報告を行うこと。

ウ 当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手續(平成8年新潟県告示第209号)に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

エ 詳細は入札説明書による。

オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び委託契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Project Description:

Operation and maintenance of salary system

(2) Time and Place of bidding:

10:00 a.m. July 22, 2016

Niigata Prefectural Administration Building

Bidding Room

- (3) For more information, please contact the following division in Japanese:
Information Management Division
Department of General Affairs and Management
Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture
950-8570
JAPAN
TEL: 025-280-5105
E-mail: ngt010090@pref.niigata.lg.jp

落札者決定基準

1 概要

新潟県（以下「本県」という。）における「給与システム運用管理業務委託」の調達（以下「本調達」という。）に係る落札者の決定については、本資料によるものとする。

2 落札者決定基準

次の(1)から(3)の要件をすべて満たしている者のうち、「3 総合評価点の算出方法」によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。なお、総合評価点が最高の者が2者以上あるときは、総合評価点が最高の者のうち技術点の最も高い者を落札者とし、総合評価点が最高でかつ技術点が最高の者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

- (1) 入札説明書に定める競争入札参加資格をすべて満たしていること。
- (2) 別添「評価基準表」において明示する「評価区分」のうち、必須項目の要件をすべて満たしていること。
- (3) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

3 総合評価点の算出方法

本調達における総合評価点は、入札者の技術的要件に係る得点（以下「技術点」という。）と、入札者の入札価格に係る得点（以下「価格点」という。）の合計値により算出する。

総合評価点	=	技術点	+	価格点
-------	---	-----	---	-----

(1) 得点配分

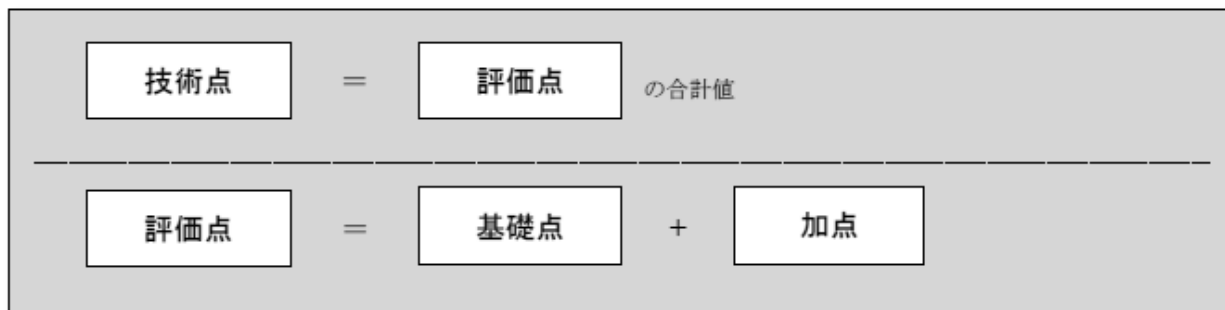
技術点と価格点の配分は次のとおりとする。

技術点	500点
価格点	250点

(2) 技術点の算出

ア 技術点の算出

技術点は、基礎点及び加点により構成される評価点の合計値とする。



なお、各入札者に与える技術点は、本県が「新潟県給与システム運用管理業者総合評価委員会設置要綱」に基づいて設置する「新潟県給与システム運用管理業者総合評価委員会」（以下「評価委員会」という。）の各委員によって算出された技術点の平均点（少数点以下第1位を四捨五入したもの）とする。

ただし、評価委員の過半数の者が、企画提案書の内容が別添「評価基準表」に示す必須要件を満たしていないと判断した場合、その企画提案書を失格とする。

イ 評価点の算出

評価点を構成する基礎点及び加点は、以下のとおり算出する。

(ア) 基礎点の算出

基礎点は、別添「評価基準表」の細項目のうち、評価区分が「必須」とある事項について設定されている。このうち、企画提案書の内容が別添「評価基準表」に示す要件を満たす場合に「基礎点」を付与するものとする。

(イ) 加点の算出

加点は、別添「評価基準表」の細項目のうち、評価区分が「任意」とある事項について設定されており、企画提案書の内容に応じて付与するものとする。評価については、以下に示す評価ランクに従うものとし、AからEの5段階で評価を行う。

評価ランク	企画提案内容	加点
A	非常に優れている	配点の 100%
B	優れている	配点の 70%
C	普通	配点の 50%
D	やや劣る	配点の 20%
E	かなり劣る	配点の 0%

【加点算出例】

別添「評価基準表」内の細項目「事業者の十分なバックアップ体制が確保されている。(配点 25)」に関して、評価ランク B の評価を受けた場合の加点

→ $25 \times 0.7 = 17.5$

⇒少数点以下第 1 位を四捨五入し、18 (点)

※ 例外的な評価方法について

評価基準表の評価区分が「任意」となっている細項目については、原則として上記のとおり、提案内容に応じて A～E のいずれかの評価をするが、評価基準表の次の細項目については、以下のとおり評価を行う。

・「2 業務実績等 (3)及び(4)の評価方法」:

企画提案書の内容が評価基準表の細項目の要件を満たしていれば 5 点を付与し、要件を満たしていなければ 0 点とする。

・「2 業務実績等 (5)の評価方法」:

企画提案書の内容により、運用保守業務、開発業務の両方の実績があれば 5 点を付与し、運用保守業務、開発業務のいずれかの実績があれば 3 点を付与し、いずれの実績もなければ 0 点とする。

(3) 価格点の算出

価格点は、入札額が予定価格の範囲内である場合に、以下の式に基づいて算出することを基本とする。ただし、価格点が250を超える場合は250とする。

$$\begin{aligned} \text{価格点} &= \text{価格点の満点(250点)} \times \frac{\text{偏差値}}{100} \\ \text{偏差値} &= \frac{\left(\text{入札額} - \text{入札額の平均} \right)}{\text{標準偏差}} \times -10 + 50 \\ \text{標準偏差} &= \sqrt{\frac{\left(\left(\text{入札額} - \text{入札額の平均} \right)^2 \right) \text{の全入札者分の総和}}{\text{入札者数}}} \end{aligned}$$

ただし、入札者が2者の場合は、以下の式に基づいて価格点を算出する。

$$\begin{aligned} \text{価格点} &= \left[\text{価格点の満点(250点)} \times \frac{\text{修正偏差値}}{100} \times 2 + \text{価格点の満点(250点)} \times \left(1 - \frac{\text{入札額}}{\text{予定価格}} \right) \right] \div 3 \\ \text{修正偏差値} &= 50 - \frac{\text{偏差値の差の絶対値}}{2} \times \frac{\text{入札額} - \text{他者の入札額}}{\text{予定価格}} \end{aligned}$$

※ 偏差値の算出は上の式と同様とする。

入札者が1者のみの場合、又はすべての入札者の入札額が同額の場合は、価格点を一律125点とする。

4 技術点及び価格点の採点者

技術点及び価格点の採点は、評価委員会が行う。

評価基準表

技術点

評価項目	企画提案書 作成要領 該当項目	細項目	評価 区分	評価点		評価点 の満点
				基礎 点	加 点	
1 基本姿勢 (10点)	1 (1) イ	(1) 本県における給与システムの安定稼働の重要性を十分認識し、責任をもって運用保守業務を遂行する姿勢が示されている。	必須	5	-	5
		(2) 運用保守業務の遂行過程で発生する課題とその対応策が、事業者の実績や経験を踏まえて記述されている。	必須	5	-	5
2 業務実績等 (70点)	1 (1) ウ	(1) 平成元年以降の地方自治体などの公共団体における500名以上のシステム利用者が利用する給与システムの開発業務及び運用保守業務の実績がある。	必須	5	-	5
		(2) 平成元年以降の都道府県、政令指定都市における給与システムの開発業務及び運用保守業務の実績の程度。	任意	-	0~20	20
		(3) ISO9001の認証を取得している。	任意	-	0又は5	5
		(4) ISO/IEC27001の認証又はプライバシーマークの使用許諾を得ている。	任意	-	0又は5	5
		(5) AIST包括フレームワークを使用して開発された情報システムの運用保守業務の実績もしくは開発業務の実績を有している。	任意	-	0~5	5
		(6) Web方式のネットワークシステムの開発業務、運用保守業務の実績がある。	必須	5	-	5
		(7) リッチクライアントシステム開発業務、運用保守業務の実績がある。	任意	-	0~5	5
		(8) 本システムで使用されているオペレーティングシステム、データベース、運用管理ソフトを使用した情報システムの開発業務及び運用保守業務の実績がある。	任意	-	0~5	5
		(9) Javaを使用した情報システムの開発業務の実績がある。	必須	5	-	5
		(10) 会社規模や業務実績から、本調達範囲を超える大規模なシステム改修が必要となった場合でも、実施体制を整備して本システムの改修や動作検証等必要な対応を行い得る事業者であると認められる。	任意	-	0~10	10
3 実施体制 (155点)	1 (1) エ	(1) 適切な要員数、配置(管理責任者1名、SE2名の常駐)が確保されている。	必須	5	-	25
		(2) 上記(1)に示す要件を満たした上で、さらにそれ以上の要員数、配置の提案がある。	任意	-	0~20	
		(3) 事業者の十分なバックアップ体制が確保されている。	任意	-	0~25	25
		(4) 調達仕様書「7 応札条件 (2) 要員の資格及び経験等 ア 管理責任者」に示す要件を満たしている。	必須	5	-	40
		(5) 上記(4)に示す要件をすべて満たした上で、さらにそれ以上の資格、経験等がある。	任意	-	0~35	
		(6) 調達仕様書「7 応札条件 (2) 要員の資格及び経験等 イ SE」に示す要件を満たしている。	必須	5	-	40
		(7) 上記(6)に示す要件をすべて満たした上で、さらにそれ以上の資格、経験等がある。	任意	-	0~35	
		(8) 管理責任者及びSEいずれの要員も、日本語によるコミュニケーションが取れる。	必須	5	-	5
		(9) 事業者と県の役割分担、責任の所在等が明確になっている。 (特に共通基盤システムとの作業項目の切り分けができています。)	任意	-	0~10	10
		(10) 地元事業者の活用が図られている。	任意	-	0~10	10

(続く)

(続き)

評価項目	企画提案書 作成要領 該当項目	細項目	評価 区分	評価点		評価点 の満点
				基礎 点	加点	
4 引継 (30点)	1 (1) オ	(1) 習熟期間における要員の育成について、運用保守業務を円滑に開始することを可能とする、適切な要員育成計画案が示されている。	任意	-	0~20	20
		(2) 後任の事業者への引継にあたっての考え方及び有効な引継方法が提案されている。	任意	-	0~10	10
5 運用業務 (20点)	1 (1) カ	(1) 円滑な業務の運用について有効な対策が提案されている。	任意	-	0~20	20
6 障害対応 (40点)	1 (1) キ	(1) 障害からの素早い復旧について有効な対策が提案されている。	任意	-	0~40	40
7 保守業務 (35点)	1 (1) ク	(1) 業務アプリケーション保守、データベース保守等の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~35	35
8 管理業務 (25点)	1 (1) ケ	(1) 運用保守業務を確実に遂行するためのインシデント管理の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~5	5
		(2) 運用保守業務を確実に遂行するための問題管理の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~5	5
		(3) 運用保守業務を確実に遂行するための変更管理の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~5	5
		(4) 運用保守業務を確実に遂行するためのリリース管理の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~5	5
		(5) 運用保守業務を確実に遂行するための構成管理の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~5	5
9 支援業務 (10点)	1 (1) コ	(1) 運用保守に係る技術的支援及び研修支援の実施方法が具体的に示されている。	任意	-	0~10	10
10 情報共有 (10点)	1 (1) サ	(1) 受託者と職員との情報共有の方法が具体的に示されている。	任意	-	0~10	10
11 情報セキュリティ 対策 (40点)	1 (1) シ	(1) 運用保守業務を実施する上で情報セキュリティを確保するための対応策について、具体的な提案がある。また、運用保守業務において想定される脅威を定義し、リスク回避・軽減のための対応方法が示されている。	任意	-	0~40	40
12 提案 (25点)	1 (1) ス	(1) 調達仕様書とは別に、給与システムの品質向上及びリスク軽減等に資する事業者独自の提案が示されている。	任意	-	0~25	25
13 全体経費 (30点)	1 (1) セ	(1) 全体経費について、提案内容とバランスのとれた内容となっている。	任意	-	0~15	15
		(2) 要員ごとの工数、単価、その他経費が示されており、その内容が妥当である。	任意	-	0~15	15
技術点(満点)				45	0~455	500

価格点

価格点	250
-----	-----

総合評価点

技術点+価格点	750
---------	-----

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日
平成28年4月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人新潟ホーム管理サービス
- 3 代表者の氏名
青木 英朗
- 4 主たる事務所の所在地
上越市春日新田一丁目3番39号パークシティビル102
- 5 定款に記載された目的
この法人は、空き家所有者に対して、適切な空き家活用提案と、地域住民に対して、地域に悪影響を及ぼさないよう空き家管理に関する事業を行い、安全で安心して暮らせる町づくりに寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) まちづくりの推進を図る活動
 - (3) 環境の保全を図る活動
 - (4) 地域安全活動
 - (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (6) 子どもの健全育成を図る活動
 - (7) 情報化社会の発展を図る活動
 - (8) 経済活動の活性化を図る活動
 - (9) 全各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

狩猟免許試験の実施について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 試験の日時及び場所

試験			試験会場 (所在地)	対象地域	申請期間
月 日	受付時間	開始時間			
7月9日 (土)	午前9時	午前9時30分	新発田市カルチャーセンター (新発田市本町4丁目16-83)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	5月30日(月) ～6月20日(月)
			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3-8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	

			新潟テルサ (新潟市中央区鐘木2-2-2)	新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	
9月11日 (日)	午前9時	午前9時30分	新発田市カルチャーセンター (新発田市本町4丁目16-83)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	8月1日(月)～8月22日(月)
			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3-8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
11月18日 (金)	午前9時	午前9時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	10月7日(金)～10月28日(金)
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	

2 受験資格

新潟県内に住所を有する試験当日20歳以上（網猟免許又はわな猟免許を受験する場合は18歳以上）の者

3 受験申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真をはり付け、所定の狩猟免許手数料（新潟県収入証紙5,200円（現に受けている狩猟免許と異なる狩猟免許を受けようとする場合にあっては、3,900円））を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書（アの許可を受けていない者）

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書（①統合失調症、②そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの）。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 住民票

受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度住民票を提出した者が同一年度内に再度受験する場合は、前回受験時から住所の変更がない場合に限り、申し出により住民票提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受験者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県県民生活・

環境部環境企画課)に、第1回(平成28年7月9日実施)を受験しようとする者にあつては平成28年5月30日から6月20日までの間に、第2回(平成28年9月11日実施)を受験しようとする者にあつては平成28年8月1日から8月22日までの間に、第3回(平成28年11月18日実施)を受験しようとする者にあつては平成28年10月7日から10月28日までの間に提出すること。

4 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び会場を明示した受験票を送付する。

5 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は適性試験、知識試験、技能試験とし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

6 試験会場の指定

試験会場は、受験者の住所地ごとに、1の試験の日時及び場所のとおり対象地域が定められているので、受験票に明示された会場を受験すること。指定会場以外を受験を希望する場合は、申請の際に、申し出るものとする。指定された日時及び会場を受験できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許申請書を提出した地域振興局健康福祉(環境)部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 狩猟免許試験の合格者

狩猟免許試験に合格した者に対し、狩猟免許状を交付する。

8 狩猟免許試験についての問い合わせ

新潟県県民生活・環境部環境企画課(電話025(280)5152)、又は地域振興局健康福祉(環境)部に問い合わせること。

狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施について(公告)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条第2項及び第4項に規定する適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 適性試験及び講習の日時、会場

適性検査・講習			検査・講習会場 (所在地)	対象地域	申請期間
月 日	受付時間	開始時間			
6月7日(火)	午後1時	午後1時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市、五泉市、阿賀町、燕市、佐渡市	4月28日(木) ~ 5月23日 (月)
8月6日(土)	午後1時	午後1時30分	新発田市カルチャーセンター (新発田市本町4-16-83)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	6月28日(火) ~ 7月22日 (金)
8月20日(土)	午後1時	午後1時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	7月12日(火) ~ 8月5日 (金)
8月27日(土)	午後1時	午後1時30分	上越市市民プラザ (上越市土橋1914-3)	上越市、妙高市、糸魚川市	7月19日(火) ~ 8月12日 (金)
9月3日(土)	午後1時	午後1時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	全県	7月26日(火) ~ 8月19日 (金)

2 受講対象者

平成25年度に狩猟免許を受けた者

3 受講申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真をはり付け、所定の狩猟免許更新手数料（新潟県収入証紙2,900円）を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書（アの許可を受けていない者）

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書（①統合失調症、②そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの）。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 認定鳥獣捕獲等事業者との雇用契約書の写し並びに狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面（認定鳥獣捕獲等事業者の従事者で、適性試験の免除を希望する者に限り必要となる。）

狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面は、認定鳥獣捕獲等事業者が作成し、適性を有することを確認した日が申請前1年以内のものを有効とする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受講者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県県民生活・環境部環境企画課）に、講習日の40日前から15日前までに提出すること。

4 受講者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、受講者へ適性試験、講習の日時及び会場を明示した受講票を送付する。

5 適性試験、講習の内容及び順序等

狩猟に関する適性試験を行った後、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱いについて所定時間の講習を行う。

ただし、3(2)ウの書面を添付した者は適性試験を免除する。

6 適性試験及び講習会場の指定

適性試験及び講習会場は、受講者の住所地ごとに1の適性試験及び講習の日時、会場のとおり指定されているので、受講票に明示された会場を受講すること。指定された日時及び会場を受講できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許更新申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 適性試験の合格者

適性試験に合格した者に狩猟免許を交付する。狩猟免許の交付を受けた者は、狩猟免許の交付を受けた地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に旧狩猟免許を返納すること。

8 適性試験及び講習についての問い合わせ

地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課（025(280)5152）に問い合わせること。

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）にいつフードセンター赤海店

所在地 五泉市赤海字新開640番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並び

に法人にあつては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 株式会社カワマツ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 川崎 貴樹
 - 住所 新潟市秋葉区新津字山谷南4537番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 株式会社カワマツ
 - 法人代表者氏名 代表取締役 川崎 貴樹
 - 住所 新潟市秋葉区新津字山谷南4537番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年12月14日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計1,332平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計106台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計29台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計48平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計27立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社カワマツ
 - 午前8時から午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前7時30分から午後10時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 4箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時
- 7 届出年月日
平成28年4月13日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、五泉市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成28年4月22日から平成28年8月22日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県教育情報ネットワー

クシステム（NE I N）用パーソナルコンピュータ等一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、W T Oに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成28年4月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

平成28年度新潟県教育情報ネットワークシステム（NE I N）用パーソナルコンピュータ等一式の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年9月30日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 平成28年4月22日（金）から平成28年5月9日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 交付場所 新潟県教育庁財務課施設係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成28年6月3日（金）午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保証・保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成28年4月22日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出日時 平成28年5月18日（水）午前9時から午後5時15分まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県教育庁財務課施設係

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通

知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成28年5月24日(火) 午前10時から午後4時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げるパーソナルコンピュータ等一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げるパーソナルコンピュータ等一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国

通貨とする。

イ 契約の停止等

本件調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be hired:

Lease for Niigata Educational Information Network (NEIN) Personnel Computers

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. June 3, 2016

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,
Niigata, JAPAN

(3) For more information:

Financial Affairs Division

Bureau of Education

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho Chuo-ku Niigata City,
Niigata, JAPAN

〒950-8570